

建築設計等の業務委託における共同体の取扱いについて

平成13年 5月25日決定

平成23年 4月 1日建計第 56号改正

平成27年 1月20日建計第905号改正

1 取扱いの趣旨

建設部において、建築設計及び工事監理に係る業務（以下「設計等業務」という。）の委託に当たっては、単体企業への委託が原則であるが、委託契約の目的を達成するために必要な範囲内において、設計等業務を共同連帯して行う共同体（以下「設計等共同体」という。）を活用することとし、設計等共同体を活用するに当たっては、この取扱いの定めるところとする。

2 設計等共同体活用の対象業務

設計等共同体の対象業務は、設計事務所等の技術力等を結集し、又は相互に補完することにより、安定的かつ確実な業務の遂行を確保する必要があると認められる設計等業務とする。

3 設計等共同体の結成

設計等共同体は、その円滑な運営を確保するため、構成員となる企業の自由な意思に基づく自主結成とし、原則として次のような場合に結成できるものとする。

- (1) 公募型プロポーザル又は設計競技により建築設計に係る業務の受託者を選定するときの参加要件で、設計等共同体の参加を認めた場合において、当該業務の実施を目的に結成される場合
- (2) 前号の設計業務を設計等共同体が受託した場合において、当該業務に関連する設計等業務の実施を目的に当該設計等共同体と同一の内容で結成される場合

4 単体企業と設計等共同体の混合公募

公募型プロポーザル及び設計競技により建築設計に係る業務の受託者を選定するときは、単体企業に加え、設計等共同体の参加を認めるものとする。

5 設計等共同体の内容

(1) 設計等共同体の要件

ア 設計等共同体の構成員とその構成

構成員数は、原則、委託業務に対応する業種（競争入札参加資格関係事務取扱要領（昭和48年4月2日局総第112号）に定める資格の種類をいう。）の資格者による「2又は3者」とする。

また、その構成は、同一業種又は異なる業種の組合せとする。

イ 出資比率

構成員の技術力を結集し、それぞれ優れた技術を有する分野を分担して業務を実施する分担業務実施方式による設計等共同体（以下「乙型」という。）の場合においては、運営委員会で定めた分担額とし、一の業種を共同で実施する共同業務実施方式による設計等共同体（以下「甲型」という。）の場合においては、すべての構成員の出資比率が、原則として均等割の10分の6以上であること。

ウ 構成員の技術的要件

設計等共同体の構成員は主任技術者を配置するものとし、代表者たる構成員は管理技術者を配置するものとする。

エ 代表者

構成員において決定された者とする。

オ 業務形態

乙型を原則とするが、次のいずれかの場合は、甲型を活用できるものとする。

(ア) 北海道の地域特性などにより必要があると認められる場合

(イ) 代表者たる構成員の所属建築士が1名の場合

(2) 構成員の資格要件

すべての構成員は、次の要件を満たすものとするが、オの要件については、構成員が3社の場合、2社以上が要件を満たすこととすることができる。

ア 発注業務の対応する地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5第1項の規定により知事が定めた契約の種類の入札に参加する者に必要な資格を有しており、かつ、建築士法（昭和25年法律第202号）に規定する建築士事務所の登録など業務を受託する場合に必要とされる登録を受け、その登録に係る営業年数が1年以上あることを要件とする。また、登録を必要としない場合においてもこれに準じるものとする。

イ 競争入札参加資格者指名停止事務処理要領（平成4年9月11日付け局総第461号総務部長、土木部長、農政部長、住宅都市部長、水産部長、林務部長、出納局長通達「競争入札参加資格者指名停止事務処理要領の制定について」）第2第1項の規定による指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

ウ 競争入札参加等除外措置要領（平成23年3月18日付け局総第1423号総務部長、総合政策部長、環境生活部長、農政部長、水産林務部長、建設部長、出納局長通達「競争入札参加等除外措置要領の制定について」）の規定により競争入札等への参加を除外されていないこと。

エ 会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づく更正手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始決定後の北海道競争入札参加資格の再審査結果を有していること。

オ 構成員は、単体企業又は他の設計等共同体の構成員として当該入札に参加する者でないこと。

6 資格審査等

(1) 資格審査

設計等共同体の資格審査は、建設部長が申請書を受取り適格事項を審査の上、申請者にその旨を通知するものとする。

(2) 資格審査の提出書類

設計等共同体の資格審査申請に際しての提出書類は、次のとおりとする。

ア 競争参加資格審査申請書

イ 設計等共同体協定書

(3) 設計等共同体の存続期間

共同連体して営むこととした業務（以下「特定の業務」という。）に係る委託契約を締結した設計等共同体の存続期間は、当該委託契約の委託料の支払いが完了したときまでとする。

また、特定の業務に係る委託契約の相手方とならなかった設計等共同体の存続期間は、当該委託契約が締結された日までとする。

(4) 設計等共同体との契約

ア 設計等共同体と契約する場合における委託契約書の相手方の表示は、構成員の連名とする。

イ 委託契約書には、設計等共同体協定書（写し）のほか、分担業務実施方式による設計等共同企業体にあつては、設計等共同体協定書第8条に基づく協定書を添付するものとする。

ウ 契約締結後に共同体編成表を提出させるものとする。

(5) 様式

設計等共同体に係る様式は、別記によるものとする。

7 雑則

(1) この取扱いに関し必要な事項は、建設部長が別に定めるものとする。

(2) この取扱いにより難い特別の事由があるときは、その都度、建設部長の承認を得て別段の定めをすることができる。